

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(案) に対する意見及び総務省の考え方

■ 意見募集期間: 令和4年6月21日(火)から同年7月20日(水)まで

■ 意見提出件数: 2件(法人·団体:O件、個人:2件)

■ 意見提出者:

(意見受付順・敬称略)

		意見提出者	
_	個人(2件)		

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(案) に対する意見及び総務省の考え方

項目	意見	考え方	提出意見 を踏まえ た案の修 正の有無		
総論					
	2022/7/1 以降に契約されたものから解約に請求でき	いただいた御意見は本年7月1	無		
	る制限が適用されるとのことですが、私は 2022 年 1 月	日に施行された電気通信事業法			
	に契約を開始し、回線速度に不満があるため解約をし	施行規則の一部を改正する省令			
	ようと思っています。しかしながら、1 年目解約のため	(令和4年総務省令第6号)に関す			
	20,900 円の解約料がかかってしまいます。解約に請求	るものであり、本パブリックコメント			
	できる制限が適用される契約を変更したりは出来ない	の対象外と考えます。			
	のでしょうか。				
	(個人1)				
	法七十三の二 第一項第二号の変更は変更届出の	本改正で変更届出が不要となる	無		
	対象外とした場合、代理店間の委託関係の変更があっ	のは、届出媒介等業務受託者と委			
	た場合も届出不要となるでしょうか。	託元電気通信事業者等との間の			
	例えば、一時代理店 A 社より委託を受けている二次	委託関係の変更を伴わない、当該			
	代理店 B 社が、A 社との委託契約関係を解消し新たに	委託元電気通信事業者等の氏名			
	二次代理店 C 社と委託関係を結び三次代理店へと立	又は名称及び住所のみの変更で			
	場を変えた場合に、B 社が委託を受ける媒介等業務受	あり、御意見頂きました「代理店間			
	託者は A 社から C 社へと変更になると考えられます	の委託関係の変更があった場合」			
	が、このようなケースは届出対象外になるでしょうか。	は改正前と変わらず、変更届出が			
	気になるのは、悪意を持って意図的に短期間で高頻	必要となります。			
	度の委託関係の変更を重ねることで代理店間の管理監	なお、上位代理店の責任の所在			
	督責任等の関係性を複雑にし、消費者がなんらかの被	等に関する御意見は参考として承			

害を被る行為をした代理店に対する上位代理店の責任 りますが、電気通信事業法第27 の所在を曖昧にされてしまうのではないか、という点で 条の4の規定に基づき、電気通信 す。(ある代理店が問題ある行為をしたタイミングでの管 事業者は媒介等業務受託者に対 理監督責任がどの上位代理店にあるのかが、頻繁に関しする指導その他の当該委託に係る 係性を変えることでうやむやになってしまわないでしょう 業務の適正かつ確実な遂行を確 か)

このような行為を防止する策は、現行制度下で講じらしければならないとされており、この れているのでしょうか。

あるいは、今回の省令改正に合わせて対策がなされ「次代理店以外に二次代理店以下 るのでしょうか。

あるいは、上に書いた懸念は杞憂と考えて良いでしょ うか。

保するために必要な措置を講じな 媒介等業務受託者はいわゆる一 も含むものです。

(個人2)